

# 絶滅危惧種の保全に関する取組

平成26年3月  
環境省 自然環境局野生生物課

## 種の保存法改正(平成25年6月12日公布)

※改正内容は主に国際希少野生動植物種の国内流通管理関係

### 違法捕獲や違法取引に関する罰則の強化

●規制対象種は希少性が高く、高額で取引される  
 ・悪質な違法取引が後を絶たない  
 ・再犯や組織的な違反も多い  
 →巨額の利益に比べて、罰則の抑止力が不十分

【違法取引価格の例】

- ヘサキリクガメ 2匹で700万円
- 象牙47本で1700万円
- スローロリス1頭で30万円等

【改正内容】罰則を大幅に引き上げ  
 (例)違法な捕獲等、譲渡し等及び輸出入

**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

↓  
改正後

**罰則強化**

■5年以下の懲役又は500万円以下の罰金  
 ■さらに法人の場合は1億円以下の罰金

### 希少野生動植物種の広告に関する規制を強化

【改正後】

- ・販売を目的とした「陳列」に加えて、ネットや紙媒体での「広告」も規制対象に。

## 種の保存法の目的と対象種

希少野生動植物種等について、その捕獲、譲渡し等の規制、その生息地等の保護、保護増殖事業等により、絶滅のおそれのある種の保存を図ろうとするもの。

### ①国内希少野生動植物種 (89種)

本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種  
トキ、イリオモテヤマネコ等

捕獲・採取、流通等の規制から保護増殖事業まで、幅広い制度の対象

### ②国際希少野生動植物種 (688種類)

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種  
【ワシントン条約附属書I掲載種等】ゴリラ、うみがめ科全種、チリーマツ等

生体・器官・加工品の国内での取引規制(売る、買う、貸す、借りる、あげる、もらうの行為全て)  
商業的流通が可能な物は登録制度が設けられている。

## 国内希少野生動植物種に関する制度

◎「レッドリスト」の作成 3,597種・亜種 (「レッドデータブック」の作成)

法改正の国会審議では、指定種の少なさが論点に。

国内希少野生動植物種 89種・亜種

種の保存法

個体・器官等の取扱規制	捕獲等の禁止 譲り渡し等の禁止・輸出入の禁止 特定種事業の監視
生息地の保護に関する規制	生息地等保護区 9地区指定(約885ha) ○環境大臣指定 ○地方環境事務所が保護管理
保護増殖事業の実施	保護増殖事業計画 49種・亜種で計画策定 ○環境省+関係省庁が策定(告示) ○関係省庁により保護増殖事業を実施

## 国内希少野生動植物種(89種)

<p><b>鳥類(37種)</b></p> <p>シジュウカラガン エトビリカ ウミガラス アマミヤマシギ カラフトアオアシシギ コウノトリ トキ キンノボ アカガシラカラスバト ヨナクニカラスバト オオタカ イヌワシ オガサワラノスリ オジロフシ オオウシ カンムリフシ クマタカ シマハヤブサ ハヤブサ ライチョウ タンチョウ ヤンバルクイナ オガサワラカワラヒワ ハハジマゲロ アカヒゲ ホントウアカヒゲ</p>	<p>ウスアカヒゲ オオトラツグミ オオセッカ ヤイロチョウ チシマウガラス オーストンオオアカゲラ ミユビゲラ ノグチゲラ アホウドリ ワシミズク シマフクロウ</p> <p><b>哺乳類(5種)</b></p> <p>ツシマヤマネコ イリオモテヤマネコ ダイトウオオコウモリ オガサワラオオコウモリ アマミノクロウサギ</p> <p><b>爬虫類(1種)</b></p> <p>キクザトサウヘビ</p> <p><b>両生類(1種)</b></p> <p>アベサンショウウオ</p>	<p><b>魚類(4種)</b></p> <p>アユモドキ イタセンバラ スイゲンゼニタナゴ ミヤコタナゴ</p> <p><b>昆虫類(15種)</b></p> <p>オガサワラハンミョウ ヤシヤゲンゴロウ マルコガタノゲンゴロウ フチトリゲンゴロウ シャープゲンゴロウモドキ ヨナグニマルバネクワガタ ヤンバルテナゴコガネ イシガキニイニイ オガサワラシジミ ゴイシツバメシジミ ヒョウモンモドキ オガサワラトンボ オガサワラオイトトンボ ハナダカトンボ ベッコウトンボ</p>	<p><b>植物(23種)</b></p> <p>ヒメタニワタリ コヘラナレン アマミデнда ムニンツツジ ヤドリコケモモ シマカコソウ ムニンノボタン アサヒエビネ ホシツルラン チョウセンキバナアツモリソウ ホテイアツモリソウ レブソウアツモリソウ アツモリソウ オキナフセッコク コゴメキノエラン シマホザキラン クニガトシボソウ タイヨウフウトウカズラ コバベラ ハナシノブ キタダケソウ ウチダシクソク ウラジロコムラサキ カッソソウ シモツケコウホネ ウラジロヒカゲツツジ</p>
---	--	--	---

## 第5章 施策の展開

<p><b>1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実</b></p> <p>①絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等</p> <p>②レッドリスト及びレッドデータブックの整備</p> <p>③絶滅危惧種保全重要地域の抽出</p> <p>④絶滅危惧種の保全状況の分析</p>	<p><b>2. 絶滅危惧種の保全対策の推進</b></p> <p>①種の保存法による絶滅危惧種の保全 ・2020年までに300種の新規指定を目指す</p> <p>②他法令の保護地域の制度等の活用</p> <p>③保護地域以外での保全の取組</p> <p>④保全手法及び保全技術の開発と普及</p>	<p><b>3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進</b></p> <p>①多様な主体の連携 ・関連行政機関等との情報共有 ・個々の保全の取組における連携</p> <p>②社会的な理解の促進 ・絶滅危惧種の保全に際して重要な考え方の普及 ・絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要の幅広い広報</p>
---	---	--

## 絶滅危惧種保全戦略の経緯と構成

生物多様性国家戦略  
2012-2020

中央環境審議会  
答申

改正種の保存法  
附帯決議

「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」の作成

**【構成】**

**第1章 背景**

**第2章 目的**

「生物多様性国家戦略の国別目標C-2の達成に向けて、絶滅危惧種の保全を全国的に推進する」

**第3章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題**

**第4章 基本的考え方**

**第5章 施策の展開**

## 本日の論点

**【国内希少野生動植物種の指定の推進】**

**■方針**

2020年までに新たに300種の国内希少野生動植物種の指定を目指す。

- ・ 環境省レッドリストIA類(CR)のうち、保全が図られていない種から、指定の有効性を検討していく。
- ・ 捕獲・採取圧がある種や個体数増加の困難な種などは、IB類(EN)やI類(CR+EN)を含めて指定の有効性を検討する。
- ・ 我が国の中でも特に重要な生態系がみられる地域では、保護区域の取組や外来種対策と連携し、絶滅危惧種の保全上の必要に応じ国内希少野生動植物種を指定する。
- ・ 選定に当たっては、国民による提案を、規制が必要な根拠とともに受け取る体制を整備する。